



長野県報

12月25日(月)
平成29年
(2017年)
第2937号

目 次

規 則

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	2
--	---

告 示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)	2
指定管理者の指定(文化政策課)	3
指定管理者の指定(2件)(労働雇用課)	3
公共測量の実施(4件)(建設政策課)	4
公共測量の終了(2件)(建設政策課)	4
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課)	5
指定管理者の指定(3件)(都市・まちづくり課)	5
建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可(建築住宅課)	5
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	6
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	7
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)	18
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)	18
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出(選挙管理委員会)	19
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	19
政治資金規正法に基づく平成28年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告(選挙管理委員会)	19

公 告

土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	20
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	20
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)	20
正誤(砂防課)	21

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第13号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第20号中

就職決定年月日	年 月 日	雇 用 期 間	
---------	-------	---------	--

を

就職決定年月日	年 月 日	雇 用 期 間	
特定地方公共団体 又は職業紹介事業者 の紹介による就職 の場合、その所 在地及び名称	所 在 地		
	名 称		

に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第553号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年12月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

飯山市

2 事業の種類

桜広場交流施設駐車場拡張整備事業並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県飯山市大字常盤字秣場及び字久保通地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

桜広場交流施設駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」とい

う。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。また、本件事業に伴う市道及び農業用排水路付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第3条第1号に掲げる道路法（昭和27年法律第180号）による道路に関する事業及び法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する排水路に関する事業に該当する。よって、本件事業及び関連事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である飯山市は、本件事業及び関連事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業及び関連事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業及び関連事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業及び関連事業の施行により得られる利益

桜広場交流施設（以下「道の駅千曲川」という。）は、平成14年のオープン以来多くの観光客に利用されており、観光面はもとより、農産物直売所における地元野菜の販売を通して地域の農業振興にも重要な役割を担っている。また、24時間利用可能な駐車場及びトイレを備え、道路利用者の休憩施設としての役割を果たしているとともに、道路の交通情報、